

令和４年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

人事院

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和４年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1 令和４年度の経緯

「環境配慮契約法」及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについては、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている（1）電気の調達、（2）自動車の購入及び賃貸借、（3）船舶の調達、（4）省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、（5）建築物の設計、（6）建築物の維持管理、（7）建築物の改修、（8）産業廃棄物の処理に係る契約のうち、（1）電気の調達2件、（6）建築物の維持管理に係る契約2件について、環境配慮契約を締結した。

なお、（2）自動車の購入及び賃貸借、（3）船舶の調達、（4）省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、（5）建築物の設計、（7）建築物の改修、（8）産業廃棄物の処理に係る契約については、該当する案件がなかった。